

法律科目試験問題（憲法） 配点 50 点

X(女性)は、長期に及ぶ離婚の調停を経てようやくAと離婚したのであるが、離婚届を提出する2年前から、既に別の男性Bと同居しており、事実上の夫婦として生活していた。離婚が決まると否や、XとBは法律上の夫婦になることを望み、すぐに婚姻届を提出したところ、民法733条の再婚禁止期間がまだ経過していないとの理由で受理されなかった。そこでXは、このような扱いを自己の憲法上の権利に対する侵害であるとみなし、憲法訴訟を提起しようと考えている。Xの理解では、女性にだけ6ヶ月もの再婚禁止期間が設けられているのは男女差別であるし、かつ女性の婚姻の権利を侵害するという。あなたが、この件でXから法律相談を持ちかけられた弁護士の立場にあるとして、Xの憲法訴訟の提起にかかわることになった場合、以下の2つの問いにどのように回答すべきだろうか。

(1) 再婚禁止期間の規定は男女差別であると同時に女性の婚姻の権利を侵害する、というXの主張を、詳細な憲法論として構成しなさい。(35点)

(2) Xが憲法訴訟を提起する場合、どのような訴訟形式を選択すべきだろうか、その問題点も検討の上、答えなさい。(15点)